

セーフティネット保証4号

認定の要件と必要書類等について

■ 4号認定の対象者及び要件（次の要件のいずれも同時に満たす事業者）

1. 法人の場合は本店登記地、個人事業主の場合は主たる事業所が大牟田市内にあること。
2. 原則1年間以上継続して事業を行っていること。
3. 新型コロナウイルス感染症・令和2年7月豪雨による災害の発生に起因して、最近1か月の売上高が、前年同月よりも20%以上減少し、その後2か月を含む3か月間の売上高も前年同期比で20%以上減少見込みであること。

■ 4号認定申請に必要な提出書類

<input type="checkbox"/>	認定申請書【様式4】	※減少率は小数点以下第2位切捨て
<input type="checkbox"/>	月別売上額【様式4の添付資料】	
<input type="checkbox"/>	前年の売上高等が確認できる資料（確定申告、法人事業概況説明書における月別売上高等） ※売上台帳等による場合、社判、押印のあるもの (例) 9月申請の場合 令和元年8月、9月、10月	
<input type="checkbox"/>	今年の売上高等減少の根拠資料（売上台帳、売上試算表等）※社判、押印のあるもの (例) 9月申請の場合 ①売上高実績 令和2年8月 ②売上高見込み 令和2年9月、10月	
<input type="checkbox"/>	確定申告書類の写し（個人事業主のみ） 令和元年度分	
<input type="checkbox"/>	履歴事項証明書の写し（法人のみ）	
<input type="checkbox"/>	事業所在地が確認できる資料（許認可証の写し等） ※個人事業主は確定申告書類、法人は履歴事項証明書において確認できる場合を除く	
<input type="checkbox"/>	委任状（金融機関が代理申請する場合）	

※押印は、全て実印（法人は代表者印）となります。可能な場合、お持ちください。

■ 申請窓口

セーフティネット保証相談窓口（大牟田市役所3階 産業振興課）

■ 様式

○認定申請書、月別売上額の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。

大牟田市ホームページ⇒ 産業・経済 ⇒ 企業支援 ⇒
融資制度全般のお知らせ ⇒ セーフティネット保証4号について

【問合せ先】大牟田市産業経済部産業振興課 セーフティネット保証相談窓口

〒836-6666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL:0944-41-2762 FAX:0944-41-2751